

重要

令和4年7月6日

2・3年生保護者各位

学校法人 興南学園
理事長 我喜屋 優
(公印省略)

高等学校等就学支援金の収入状況届出について

「高等学校等就学支援金」(以下「就学支援金」)は、ご家庭の授業料負担軽減を図るための返済不要の国の支援制度です。収入状況届出では、最新の課税状況を確認し、7月～翌年6月までの1年間の受給資格について審査をいたします。既に認定を受けている生徒は、保護者等情報に変更がある場合のみ書類の提出が必要です。また、これまで所得制限により受給していない方も、令和4年度(令和3年分)の所得において判定基準を満たす場合、受給資格認定申請により7月以降の就学支援金を受給することができます。つきましては、下記内容をご確認の上、対象の生徒は期限内に書類をご提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 判定基準と支給額

【算定基準式】 市区町村民税の課税標準額×6%－市区町村民税の調整控除額(100円未満は切捨て)

保護者の 世帯年収目安	算定基準額の合計額 (保護者(親権者)全員分)	支給額 (月額)	支給額 (年額)
0円～約590万円	154,500円未満	27,500円	330,000円
約590万円～約910万円	154,500円以上 304,200円未満	9,900円	118,800円
約910万円以上	304,200円以上	0円(所得制限・対象外)	

2. 支給方法

認定された場合、学校が代理受領し、校納金と相殺処理いたします。詳細は、認定通知にてお知らせいたします。

3. 手続方法

▶ 既に認定を受けている生徒

- (1) 保護者等情報に変更がない場合 → 書類提出不要(手続き不要)
- (2) 保護者等情報に変更がある場合 → ①収入状況届出書を提出してください。

▶ 新たに認定申請をする生徒(前回、不認定者含む)

- ・ ①受給資格認定申請書、②個人番号カード(写)等貼付台紙を提出してください。提出の際は、個人情報保護のため書類を封筒に入れ、厳封の上ご提出ください。

4. 申請書類提出期限・提出先

※申請様式は学園HPからダウンロードするか事務局にてお受取りください。

令和4年7月29日(金)までに事務局へご提出ください。

以上

【問い合わせ先】学園事務局 就学支援金担当:玉城

電話:098-884-3293

忘れていませんか？ 届出が必要です

このような状況はありませんか？
支給額が変更となることがあります。

- ✓ 収入の修正申告
- ✓ 税額の更正決定
(税更生の通知書受領後、2週間以内に手続きが必要です。)
- ✓ 離婚・死別、養子縁組等

支給額が**増額**の場合は、
届出のあった月の翌月から増額
(提出日が月の初日である場合はその月分から)

支給額が**減額**の場合は、
事実が生じた月の翌月に遡って減額追徴
(事実が生じた日が月の初日である場合はその月分から)

保護者等情報に変更がある場合は、**速やかに必ず**
学校に連絡して収入状況届出を提出ください。

該当しませんか？ 手続きが必要です。

- ・就学支援金とは別途、低所得世帯の授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」(**返済不要**)
- ・受給するためには**保護者がお住まいの都道府県への申請**が必要です。

※保護者が沖縄県にお住まいの方は、学園ホームページ及びClassiでご案内の資料をご確認いただき申請してください。